令和８年度

第１回　国民健康保険運営協議会　会議録

日 時　：　令和８年９月１１日（金）午後２時００分

場 所　：　交野市立青年の家　２階　会議室

令和８年度　第１回交野市国民健康保険運営協議会　会議録

１．開会　　令和８年９月 11 日（金）午後２時 00 分

２．閉会　　令和８年９月 11 日（金）午後３時 25 分

３．出席委員　　会長　　前波　艶子
副会長　青山　雅宏
委員　　東　　恵美
委員　　河辻　和文
委員　　河本　悦子
委員　　小菓　裕成
委員　　佐嶌　英則
委員　　新庄　士郎
委員　　長井　輝臣
委員　　羽尻　昌功
委員　　波戸　良光
委員　　山口　由美子

４．事務局　　市長　山本　景（挨拶・諮問のみ）
市民部長　小川　暢子
市民部次長　菅　和美
医療保険課長　堤下　栄基
医療保険課長代理　亀井　香織
医療保険課長代理　村田　奈美
医療保険課係長　中田　学

５．議事案件　　・開　会
市長あいさつ
・諮問
「交野市国民健康保険出産費資金貸付基金条例」の廃止について
・報告
１．令和７年度国民健康保険特別会計決算案について
２．令和７年度特定健康診査・特定保健指導等の取組について
・その他
１．交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画について
２．国保運営に係る取り組みの進捗管理について

６．議事内容

・配布資料　次第、令和７年度交野市国民健康保険運営協議会委員名簿、令和８年度第１回交野市国民健康保険運営協議会資料、諮問書（写）

会　　長：それでは皆様こんにちは。

それでは定刻となりましたので、「令和８年度第１回国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。本日は、公私なにかとご多忙の中、本協議会にご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、本日の会議は公開の対象となりますが、傍聴を希望されている方がおられましたら、公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

（委員　異議なしの声）

会　　長：特にご異議がないようですので本日の会議は公開と致します。

傍聴希望者が居られれば入室してもらってください。

事 務 局：傍聴希望者はおられませんでした。

会　　長：次に、本運営協議会の開会にあたりまして、山本市長よりご挨拶をいただきます。

山本市長、よろしくお願いいたします。

市　　長：皆さん改めましてこんにちは。

本日はお忙しい中お時間を賜り、また青年の家までお越しくださいましたこと深く感謝申し上げます。

本来は会議とかこういったものは本庁やもしくは別館でやるべきところでありますけども、ようやく交野市におきましては市役所本館の耐震工事がスタートいたしまして、その関係で、別館に市民部が１階と３階に移動している関係で、もう会議室がほとんどないという状況でございまして、青年の家やゆうゆうセンターにおきまして、各種会議を開催している中で、本日この場での開催となったことについては、ご理解くださいますようお願いし申し上げます。

また今年度の国民健康保険の運営協議会は、本来ならば令和７年度の決算の話をいたしますところ、今回、交野市全庁的に貸し付けをしているお金の管理につきまして、市民の皆様にお金を貸す場合の債権管理というのは、市の職員がやらねばならないところですが、職員というのはあくまで金融機関の職員じゃないので不慣れいうのもありまして、私債権なってしまっては非常に管理が難しいというところや、ものによりましては、過去に貸したものが、誰の時代に貸付したかもよくわからないようなものもあると思いますので、全庁的に関係する基金等に関しまして、廃止なり見直しを全庁的に進めているところでございます。そうした中、国保に関しましては、出産費の資金貸付金の基金があります。

実際のところ近年の貸付実績はない状況でございますが、基金としては残っているというところでございますので、今回廃止をするかどうかということにつきまして、令和７年度決算のご報告と合わせて本委員会の皆様に諮らせてもらえたらと思っているところでございます。皆様におかれましては、お忙しいところでありますけれども、案件を追加したことに関しまして、ご容赦とご理解賜りますようお願い申し上げます。
最後に、本市の国民健康保険運営協議会を通じまして、よりよい国保の運営がなされますことを心からお祈り申し上げまして、簡単ではありますが、開催にあたりまして、市を代表し私からのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

会　　長：山本市長ありがとうございました。
それでは、委員の出席状況を事務局より報告願います。

事 務 局：本日の出席状況を報告いたします。
１名の欠席の連絡がございました。現在委員定数 13 名中 12 名の出席となっており、本協議会は、交野市国民健康保険運営協議会規則第７条により成立しております。
以上で報告を終わります。

会　　長：続きまして、会議録署名委員の指名ですが、協議会規則第 13 条により、委員長が指名することになっておりますので、公益を代表する河本委員、保険医・保険薬剤師を代表する波戸委員を指名いたします。
よろしくお願いいたします。
それでは次第に沿って、すすめさせていただきます。まず、次第の２、諮問事項について、「交野市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について」を議題といたします。
それでは、山本市長より諮問を受けたいと思います。

市　　長：交野市国民健康保険運営協議会 会長 前波艶子様
諮問書、交野市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について、交野市国民健康保険運営協議会規則第２条の規定に基づき諮問します。
よろしくお願いします。

会　　長：山本市長ありがとうございました。
なお、山本市長におかれましては、公務都合のため、ここで退席となります。

（山本市長　退席）

会　　長：諮問事項の詳細につきまして、事務局より説明願います。

事 務 局：ご説明の前に、本日の資料の確認をさせていただきます。
本日の資料ですが、「令和８年度交野市国民健康保険運営協議会委員名簿」が１枚、本日

の「次第」と「諮問書の写し」をそれぞれ１枚、ホチキス止めした「令和８年度第１回交野市国民健康保険運営協議会資料」と後ほどご報告いたしますが「PDCA サイクルに基づく進捗管理表」となっております。
過不足等ございませんでしょうか。
それでは諮問事項、「交野市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について」ご説明いたします。
諮問内容といたしましては、この条例は平成 13 年に制定されたもので、出産に伴います医療機関へ支払う出産費用の貸付を行うため制定された条例を廃止することについて諮問するものでございます。出産資金の貸付につきましては、被保険者が医療機関へ支払う窓口負担を軽減することを目的に貸付制度を設けたものでございます。出産資金の貸し付けにつきましては、被保険者の方が医療機関に支払う窓口負担を軽減するため、窓口での出産費用の支払いについて貸付制度を設けたものでございます。被保険者の方が出産費用を医療機関に支払い、その後に保険者である交野市から出産育児一時金を給付するということで被保険者の負担となることから、この貸し付け基金条例が設けられました。その後、平成 21 年 10 月から、２ページの４番目中ほどに記載している「直接支払制度」、医療機関が被保険者に代わって出産育児一時金等の支給申請や受取りを直接行う制度及び「受取代理制度」、被保険者が医療機関を代理人と定めて出産育児一時金を医療機関に委任する制度が開始されたことによりまして、被保険者の負担が軽減されており、本市からの貸し付けは、平成 28 年を最後に貸付実績はない状況となっております。
このように被保険者の窓口負担が軽減されていること、国において出産費用を保険給付により行うことについて検討されていること、また、６番目に示しております門真市を含めます市、合計５市のみがこの制度を継続しており、その他の市町村においてはすでに廃止されていることから、本市においても廃止を行うものです。
出産育児一時金の金額は、現在 50 万でございまして、金額につきましては健康保険法及び交野市国民健康保険条例に規定しております。金額に変更がある場合は、大阪府より通知が届きますので、通知を受け適正に対応していくこととなります。
以上、「交野市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について」諮問事項の説明とさせていただきます。
よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会　　長：ありがとうございました。
ただいま説明のありました諮問事項について、質疑はございませんか。

委　　員：基金を一般会計に繰り入れるということなんですけれども、もともと原資は一般会計ですか。

事 務 局：そうです。もともと一般会計から基金への積み立てているものでございます。

委　　員：はい、わかりました。ありがとうございます。

会　　長：他にございませんか。

会　　長：よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、それでは質疑を終了させていただきます。
諮問事項、「交野市国民健康保険出産費資金貸付基金条例」の廃止につきまして、諮問の通り、答申することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

会　　長：異議なしということですので、諮問事項「交野市国民健康保険出産費資金貸付基金条例」の廃止につきましては諮問どおりと決定いたしました。

会　　長：続きまして、次第の３報告案件１点目「令和７年度国民健康保険特別会計決算（案） について」事務局より報告願います。

事 務 局：それでは、「令和７年度国民健康保険特別会計の決算案について」ご報告いたします。
５ページをご覧ください。
まずは、決算状況の前に被保険者数等の動向を報告いたします。上の表をご覧ください。交野市の人口・世帯数と被保険者数及び国保世帯数の比較と対前年度比を３月末時点で記載しております。
Ａに書いております交野市人口とＣに書いております世帯数は、前年度よりそれぞれ微増しているものの、Ｂに書いております被保険者数は昨年度末と比べまして 264 人、またＤの世帯数は 98 世帯の減少となっております。
なお、令和９年 10 月より、健康保険の強制適用事業所となる企業規模が、現在の従業員 51 人以上から 36 人以上に引き下げられる予定であることから、国保被保険者の減少傾向は今後も継続していくことが予想されます。
また、マイナ保険証に関する状況につきまして、特に利用率につきましては前年度の倍近い上昇が見られました。要因としては、令和６年 12 月２日から被保険者証の新規発行がなくなり、令和７年 10 月 31 日をもって被保険者証が完全に終了した影響が大きいと考えております。
次に、１－２決算状況につきまして国民健康保険料についてですが、令和７年度分の現年度分の収納率は 94.93％となり、前年度から 1.22 ポイントの減少となりました。なお、資料には記載しておりませんが、参考までに滞納世帯数につきましては、466 世帯となっております。
６ページをご覧ください。医療費の状況につきましては、例年と同じく被保険者数の減少とは対照的に、医療費につきましては増加しておりまして、１人当たりの費用額は 2,390 円の増加となっております。要因としては、医療の高度化や治療方法の進歩によるところが大きいものと考えております。
次に、７ページの資料３をご覧ください。令和７年度決算（案）でございます。

歳入と歳出の比較でございますが、まず左下をご覧ください。
令和７年度の歳入合計額は 69 億 846 万 3,707 円、歳出合計額は 68 億 6,476 万 7,010 円となり、歳入歳出差引額は、4,369 万 6,697 円の黒字となりました。
具体的な内容につきましては、ポイントを絞ってご説明させていただきます。
まず、歳入でございます。上から３段目の国庫支出金でございますが、詳細に記載の「子ども・子育て支援金制度システム整備費補助金交付金」は、令和８年４月から保険料と一体で徴収している、子ども・子育て支援金に係る保険料の計算や各種報告のためのシステム整備改修を行いましたので、そのシステム改修に関する国からの補助金でございます。
続きまして、府支出金でございますが、療養の給付費・療養費、特定健康診査、保健事業等につきまして、大阪府より給付される「普通交付金」と、本市の国民健康保険に対する取組を評価され、交付金として交付される保険者努力支援分等の「特別交付金」等がございます。当初予算に対する収入率は 91.07％でございました。
予算減額より減少している 4 億 5,951 万 2,967 円の理由としましては、被保険者の減少に伴い全体の保険給付費等が予算を下回ったため、交付金も減少したものとなっております。
次に繰入金でございます。
繰入金には、「一般会計繰入金」と「財政調整基金繰入金」がございます。
「一般会計繰入金」は、保険料の負担の緩和を図るとともに、国民健康保険の財政基盤の安定に資するために、国や大阪府から一般会計に交付される、「保険基盤安定制度分」、「職員の給与費等」その他、国民健康保険が負担した出産育児一時金の３分の２を繰り入れることとされている、「出産育児一時金」等がございます。
また、「財政調整基金繰入金」は、国保事業運営に予想外の支出が生じた場合に備えて設けられている「財政調整基金」から、保険料の抑制のために大阪府に支出した額を国民健康保険特別会計に繰り入れているものございます。
基金残高につきましては、一番下の右下の表「財政調整基金積立額」をご覧ください。
令和６年度の残高 5 億 8,431 万 186 円に、令和６年度繰越金の約２分の１に当たる 600 万円を積立てまして、保険料抑制のために大阪府から示される納付金 801 万 4,480 円を繰り出し、国民健康保険特別会計に繰り入れを行ったことで、令和７年度末の基金残高は 5 億 8,229 万 5,706 円となっております。
以上、歳入予算額に対する執行率は、93.2％でございました。
次に、歳出でございます。
総務費の内訳でございますが、職員給料や職員手当などの人件費、印刷製本費等の需用費、郵便料等の役務費、資格確認書等の印刷・封入封緘業務委託などへの支出や基金への積立て、徴収に関する費用、当協議会に関する費用となっております。
こちらは、執行率が 86.06％となっておりますが、主な要因としては、耐震化工事に伴う執務室移設のスケジュールが延期になったことや、人件費、郵送等の役務費等の実績が想定を下回ったことなどによるものでございます。
次に、保険給付費でございますが、通常医療機関等にかかる療養給付費や、はり・きゅう・あんま・マッサージなどにかかる療養費、また、高額な医療費にかかる高額療養費が大半

を占めております。
この保険給付費につきましては、大半が先ほどの歳入でありました、府支出金によって賄われますが、歳入同様、被保険者の減少に伴い、全体の保険給付費等が予算を下回ったために、執行率が 90.67％となっております。
次に、国民健康保険事業費納付金でございますが、国民健康保険の広域化によりまして、大阪府に納める国民健康保険事業運営のための納付金でございます。毎年、前年度に示される納付金を予算計上し、当年度に納付するため、執行率は 100％になるものでございます。
次に保健事業費でございますが、支出額は 9,389 万 7,857 円、執行率は 83.84％となっております。主な要因としては、次の報告案件２でも報告いたしますが、特定健診の受診者が、見込み数を下回ったことによるものとなっております。
最後に、諸支出金でございますが、所得の変更による保険料の返還や、令和４年度から６年度にかけて交付された補助金等を精算し、返納が必要となる国庫や府支出金へ支出したものでございます。
以上、歳出予算額に対する執行率は、92.61％でございました。
なお、黒字額につきましては、令和８年度に繰り越しを行うものでございます。
黒字の要因といたしましては、歳入の府支出金の詳細にございます、保険者努力支援分が前年に比べ増えたことや諸収入にございます滞納保険料延滞金の額が増えたことが要因と考えております。
以上、簡単ではございますが「令和７年度国民健康保険特別会計の決算案について」の報告を終わります。

会　　長：ありがとうございました。
ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

委　　員：決算額についてですけれども、黒字分 4,360 万円翌年度へ繰り越す、基金として説明いただいたのですが、単年度収支としましたら約 2,200 万円程度の黒字になっていますね。
そのうち、財政調整基金へ積み立ては考えておられるのでしょうか。お聞かせいただけますか。

事 務 局：基金の積み立ての原資としましては、前年度から繰越分であったり、単年度実質収支部分ということになってきますので、約 4,370 万円が翌年度に繰り越されて、概ね半分の 2,200 万円程度を財政調整基金に積み立てる予定をしているところでございます。

委　　員：引き続き、保険者として努力していただいて黒字決算出していただくようお願いしたいと思います。以上です。

会　　長：ありがとうございます。
他にご質問はございませんでしょうか。

委　　員：決算のページなんですけれども、収納率、現年分並びに滞繰り分が、令和６年度に比べたら少し落ちていますけれども、この原因や要因がわかりましたらお教え願いたい。

事 務 局：まず、収納率が落ちているところにつきましては、我々も少しちょっと分析しないといけないというところがございまして、実際に滞納された方に対しての財産調査を行った際に財産があれば差し押さえにも繋がるという部分はございますけれども、財産調査をいたしますが、財産がないということがあり、預貯金であるとか生命保険を調査しますが、調査をしたけども差し押さえするものがほとんどない場合が多く、なかなか差し押さえもできないところがございまして、そういったところも影響しておるのかなというふうには思っております。
あと滞納繰越分の方ですけども、滞納になられた方というのは経年で複数年ずっと滞納が継続していることがございまして、なかなかその滞納繰越分についても、納付につながらず、率が上がってこないっていうところで分析をしております。

委　　員：現年分について、生活が変わって収入が減ってしまった方とかいらっしゃいますので、ある程度仕方がない部分は理解できるんですが、滞繰分につきましては、公平の観点の方から、出来るだけ少なくしていただくようお願いしたいと思います。

会　　長：ありがとうございます。
他にございませんか。

委　　員：歳出の項目で保険給付費の予算ですけども、予算の組み立てとして、過去５年間の平均の中で取っておられると過去にお答えされていたと記憶していますが、一般的な部分というか、市町村含めてそういう形で組み立てているのかなと思うんですが、これをやると予算の執行率はどんどん低くなっていって、おそらく被保険者の数が減っているため、こういう執行率になるんだろうと思うんですけども、こういうやり方が正しいのかなという、ちょっと本来保険給付のニーズや傾向とかいろいろ見ながら決めていかないといけないのじゃないかなという気がします。最終的にお任せしますが、機械的にするのはおかしいかなという気がちょっとしたので申し上げます。

事 務 局：給付費の予算につきましては、委員がおっしゃられましたように、直近５年間、場合によってはそれ以上もあるのですが、内容によっては、給付の決算額から直近で一番額が多いものを採用して翌年に予算化するとか、直近５年間を割り戻してそれを予算化するという形で予算を検討しております。給付費につきましては、被保険者数は確かに減少しているんですが、やはり１人当たりの医療費も伸びているというところもございますので、被保険者数が減ってくるから保険給付費も減ってくるということは実情としてあるのですが、何をもとに算出するかということになると、現状では実績というところを重視して算出しているところでございます。

委　　員：医療費あるいは療養費が過去どうなっているのかというところで、来年度はこうすべきじゃないかとか傾向とかを見ながら決めていかないとだめだろうとは思います。直近５年間の平均とか直近が高いところとかで予算を見込むのは本来どうかと気になったのと、府の支出金に合わすためにそうしているのかなと。収入率と執行率が大体相まってこういう姿にしているのかなという気がちょっとしたので。最終的にはお任せしますけど。

会　　長：他にご質問はございませんか。
では質問がないようですので、これで質問は終結させていただきたいと思います。
続きまして議題の４その他案件１点目「交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画」について事務局より報告願います。

事 務 局：８ページをご覧ください。
令和７年度特定健康診査・特定保健指導等の取組みについて説明させていただきます。
まず特定検査についてですが、こちらは平成 20 年度より医療保険者に実施が義務付けられた健診であり、内臓脂肪型肥満に加え、糖尿病や高脂血症、高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、実施している健診でございます。令和７年度の対象者は昭和 25 年４月１日から昭和 61 年３月 31 日生まれの交野市国民健康保険加入者です。健康診査の実施方法として、対象者には４月上旬に受診券と健診案内パンフレットを送付しています。受診場所は医療機関、ゆうゆうセンター、地区公民館等の３か所から選択いただけます。医療機関健診は大阪府内の約 4,200 か所の医療機関にて、無料で受診が可能です。
また、集団健診においては、年 32 回実施、地区健診は、私部、星田、倉治、梅が枝の４地区の公民館等にて開催し、星田地区のみ２回開催で計５回行い、費用は原則無料ですが、希望者には 500 円で心電図検査を実施しております。
特定健診受診者数及び受診者のうち心電図検査受診者数の内訳は表に記載の通りです。令和７年度の特定健診受診率は令和８年７月末時点で 40.0％であり、令和６年度より 1.6 ポイント増加しましたが、国や市の目標値には至っておらず、受診者数に関しても６年度よりも３名増えているという状況となっております。
令和７年度の受診率向上に向けた取組については、市内の医療機関・薬局等でのポスター掲示や市の SNS による勧奨、地区健診では、はがきや地区回覧等の啓発を行い、健診受診者には、おおさか健活マイレージ「アスマイル」を活用した 3,000 円相当の電子マネー等の付与を行いました。また、市町村国保の年度途中加入者に対しても、加入翌月に健診受診券を送付し、勧奨を行いました。
続きまして、９ページの特定保健指導について説明させていただきます。内臓脂肪の蓄積に加え、対象者の持つ血糖・血圧・脂質・喫煙のリスク数に応じた個別の保健指導を行い、その要因となっている生活習慣の改善を促し、生活習慣病の発症予防に努める取り組みとなっております。
こちらの特定保健指導対象者の選定方法につきましては、リスク要因に応じて動機付け支援、積極的支援に分類しており、それぞれ３か月を目途に支援を行っています。対象者及

び指導終了者数は記載のとおりです。
令和７年度の特定保健指導実施率は令和８年７月末時点で 56.5%であり、令和７年度実績が最終確定するのが今年度の 11 月になっておりますので、前年度同様の実施率を目指し、引き続き取り組んでまいります。目標値の 80%に向け、今後さらなる実施率の向上を目指してまいります。
令和７年度の利用率向上に向けての取組としては、集団健診におきましては健診当日に血圧・腹囲が基準値以上の方への日常生活指導や保健指導の利用勧奨、個別医療機関における保健指導対象者への利用勧奨チラシの配布を行いました。また、人間ドック補助金交付申請時に保健指導対象者への保健指導の実施を行いました。
さらに、来所での保健指導が難しい方に関しましてはＩＣＴ（オンライン型）による保健指導のご案内や実施体制の確保をしております。
続きまして、９ページ「人間ドック補助金交付制度」、こちらは特定健診の受診率の向上及び国保加入者の健康の保持増進を図るためにオプションによるがん検診を含む人間ドックや脳ドックの受診者に対して受診費用の補助を行いました。申請件数及び補助額は記載のとおりです。
報告は以上です。

会　　長：ありがとうございました。
ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

会　　長：質問がないようですので、続きまして、次第の４その他案件１点目「交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画について」事務局より説明願います。

事 務 局：10 ページをご覧ください。
こちらは令和５年度に策定しました第４期特定健康診査等実施計画及び第３期データヘルス計画の６か年計画（令和６年から 11 年）に基づき、毎年度、進捗管理を行っております。令和８年度に関しましては中間評価のため、計画推進審議会において、過去３年度分の実績を踏まえた課題分析や各種事業の進捗管理・見直しを行い、計画に沿った事業実施を進めてまいります。
報告は以上です。

会　　長：ありがとうございました。
ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

会　　長：ないようですので、その他案件２点目「国保運営に係る取組の進捗管理について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局：10 ページをご覧ください。国保運営に係る取組の進捗管理についてご説明いたします。令和６年度より「大阪府国民健康保険運営方針」において、市町村が担う事業の広域

的・効率的な事業運営に向けた取組の継続的な改善、都道府県化の趣旨の更なる深化を図る観点から、運営方針に基づく取組状況について、進捗管理を行うことが規定されております。

PDCA サイクルに基づく進捗管理表のとおり、全市町村で取り組む項目として、国の交付金をより多く獲得するための事業目標について、各市町村の実施状況の自己点検を行い、その結果を府内で共有し、他市町村の事例を参考に、未達成の項目の改善を図ることが目的となっております。

資料６の内容につきましては、委員の皆様へ資料配布後に大阪府より疑義照会があり、一部内容を修正いたしましたので、本日資料を差し替えさせていただきました。

修正箇所には網掛けをしておりますが、11 ページの項番１－①－(3)は実施状況が×から○へ変更、１－②－(2)～(4)は実施状況の取り組み内容の追記・変更、12 ページの項番２－②－(2)は実施状況が×から○へ、３－④－(2)は実施状況の取り組みに追記しております。

令和８年度の中間評価分となっておりますが、令和７年度より１項目が実施から未実施、６項目が未実施から実施となっております。現時点では 11 ページの項番１－②－(2)の項目のみが未実施の報告となっております。

また年度末には期末評価を行いますので、改めてご報告させていただきます。

報告は以上です。

会　　長：ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

委　　員：10 ページの３の文章なんですけども、その結果を各ブロックで共有しているということですけども、ブロックというのは大阪府の全市町村を何個かのブロックに分けてということでよろしいですか。

事 務 局：交野市の場合ですと、お配りした資料の最初の 11 ページのところに書いておりますが、北河内の７市ですね。門真、守口、大東、寝屋川、枚方、四條畷、交野市のグループで一旦集約したものを大阪府で集約し最終取りまとめる方法で評価をするものとなっております。

委　　員：ブロックごとにまとめるということは、大阪府にいくつも市町村あるからわかりやすいと思うんですが、そのブロックごとにするっていうのは、例えばこの地域だったら地形的なものであったり、交通網であったりとか地域ごとに分けるという考え方でいいんですかね。

事 務 局：地域ごとという部分ですが、地勢や特色ではなくて、もともと何かと北河内ブロックという括りで分かれているので、そういったエリアでの分け方になるということです。

委　　員：これは２次医療圏という意味じゃないんですかね。２次医療圏とは別個なんですかね。

事 務 局：別個ですね。よく何かしらの代表を出すとか、エリアが選出するとかっていうときも、この北河内であれば、先ほどの７市のブロックということになります。２次医療圏ではないというところでございます。

会　　長：よろしいでしょうか。

事 務 局：２次医療圏のグループにどの市が属しているのかっていうのをちょっと存じ上げないところではあるんですけども、基本的には２次医療圏という考え方ではなくて、大阪府内でいくつかのブロックに分かれています。北河内であったり南河内であったりそういった形となっているものでございます。

会　　長：よろしいでしょうか。
ほかにご質問ございませんか。

委　　員：目標値が 60%に対して受診率が 40%前後、いろんな努力されて受診勧奨をされておられるのはご説明いただければわかるんですけど、単に今まで通りずっとこれを続けていっても受診率が増えていくのかなという気がしますので、例えば医療費の動向からこういった健診を重点的に市として今年はやろうとか、或いは、まあ２，３年あるいは来年ぐらいからかもしれませんけども、国民皆歯科検診というのをやろうというような事が取りざたされていますので、それに合わせて何か市として一緒にそれに向かってやろうとか何か考えていかれたらどうなのかとも思います。これをやれば、医療費が一時的に増えるとは思うんですけども、長い目で見たら絶対効果があると思うので、受診勧奨だけじゃなくてもう少し何か具体的なところをご検討いただけたらという意見です。

会　　長：ありがとうございます。
ほかにご質問ございませんか。

副 会 長：11 ページの真ん中の辺の滞納整理に関する取り組みとかありますね。この２番の滞納繰越額は減少と書いて、取り組み内容のところも図られていると書いているが×になっていますが、図れてないから×っていうのと違うと思うのですがどうですか。

事 務 局:取り組みについては、取り組みができているかできていないかっていう欄になりますので、その評価として、令和６年度より令和７年度の方が、滞納繰越額が増えているということで減少は図られていなかったために×がついているということになります。

副 会 長：取り組みが図られていたら〇だと思うのですが、×になっている。

事 務 局：こちらに関しましては、令和６年度分は〇であったんですけども、令和７年度は滞納繰越額が令和６年度と比べて増えているということで、×というふうな評価になっているところでございます。

委　　員：今の表現はちょっと誤解招くというか、実施していたら〇で実施してなかったら×ってあるでしょ。そうではなくて実績が伴っていたら〇で、伴ってなかったら×でという意味ではないんですか。
実績が上がらなければ〇で、なかったら×という表現に変えるべきじゃないですか。

事 務 局：趣旨的にはその通りでございまして。

副 会 長：滞納繰越額は増えているんですからね。

事 務 局：委員のおっしゃることはわかりますが、こちらについては、大阪府の様式をそのまま、表現としてはこのようになっております。我々の入れるところは〇、×とその右側のところというふうになっております。

委　　員：そのことが見えにくいですね。

事 務 局：交野市は滞納繰越額を減少することができなかったので実施されていないという表現になっているところです。

委　　員：大阪府に一回確認したらどうですか。交野市の運営協議会でこういう意見が出たのですがどうなんですかって。

会　　長：みなさん理解はしていただいているのだとは思うのですが、表現の仕方でパッと見たら何もしてないじゃないかと言われそうだったという感じで、もし可能であれば表現の仕方をもうちょっとわかりやすくしていただくということで。

事 務 局：こちらの方から意見として大阪府に対して、北河内７市の取りまとめ役を通じて、そういったご意見があったので、様式が変更できないかということをお聞きしたいと思います。

会　　長：他にございませんでしょうか。
ご質問がないようですのでこれで終了させていただきます。
なお、答申書及び会議録等の文書整理につきまして会長に一任ということで、ご異議ございませんか。

（委員　異議なしの声）

会　　長：それでは、そのようにさせていただきます。
　　閉会の前に、事務局から連絡がありましたら、お願いします。

事 務 局：本日、令和８年度第１回目の運営協議会を開催していただきました。
　　ありがとうございます。
　　第２回の運営協議会の方ですけども来年は年明け２月に予定をしております。
　　日にちの方等決まりましたらまたご連絡をさせていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。

会　　長：以上をもちまして、本運営協議会を終了させていただきます。
　　本日は貴重なお時間を頂戴し、ご協力をいただき誠にありがとうございました。
　　これにて閉会とさせていただきます。
　　お疲れ様でございました。